

こうぎん News Release

平成28年4月1日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各位

遺言信託・遺産整理業務の取扱い（媒介）開始について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、高齢化社会の進展に伴うお客さまのニーズに幅広く対応していくため、三井住友信託銀行株式会社の信託代理店として、遺言信託および遺産整理業務の取扱い（媒介）を下記のとおり開始いたしますので、お知らせします。

記

1. 取扱業務

種類	内容
遺言信託	遺言書の作成から、保管管理、執行（相続発生後の遺産相続の手続）まで三井住友信託銀行が遺言執行者として執行します。
遺産整理業務 相続手続トータルサービス 〈まかせて安心〉	相続人からの依頼に基づき、相続財産（遺産・債務）の調査・把握をはじめとした遺産相続に伴う諸手続きを三井住友信託銀行が行います。

※お客さまと三井住友信託銀行とのご契約となります。

2. 取扱開始日 平成28年4月1日（金）

3. 取扱店 本店営業部、松山支店

◆上記以外の店舗でお取り引きいただいているお客さまにつきましては、お取引店にお問い合わせください（ただし東京支店、大阪支店、岡山支店ならびによさこいおきゃく支店を除きます）。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 営業企画部
担当：秋沢 Tel 088-871-1430